

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成26年

目 次

議案第 29 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 30 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 31 号	工事請負契約の変更について……………	13
議案第 32 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 の額の決定について……………	20
議案第 33 号	平成25年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	21
議案第 34 号	平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	21
議案第 35 号	平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	21
議案第 36 号	平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	21
議案第 37 号	平成25年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	21
議案第 38 号	平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	21
議案第 39 号	平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	21
議案第 40 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の制定について……………	22
議案第 41 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の制定について……………	44
議案第 42 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について……………	68
議案第 43 号	鎌倉市老人いこいの家条例を廃止する条例の制定について……………	76
議案第 44 号	鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の制定について……………	78
議案第 45 号	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について……………	80
議案第 46 号	鎌倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	123
議案第 47 号	鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について……………	125
議案第 48 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	127
議案第 49 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	130

議案第 50 号	鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	132
議案第 51 号	鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	134
議案第 52 号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）……………	136
議案第 53 号	平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	144
議案第 54 号	平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計補正予算（第2号）……………	147
議案第 55 号	平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）……………	150
議案第 56 号	平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	153
議案第 57 号	平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）……………	156
報告第 9 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	159
報告第 10 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	160
報告第 11 号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	161
報告第 12 号	平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	162

議案第 29 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	山 ノ 内 字西瓜ヶ谷	1136番3	山 ノ 内 字西瓜ヶ谷	1142番5	1.07～ 1.13	24.07	26.21	2
2	大 船 字谷之前	1912番2	大 船 字谷之前	1915番2	1.80～ 1.81	24.00	42.96	3
3	小 袋 谷 二 丁 目	672番2	小 袋 谷 二 丁 目	651番1	1.78～ 2.93	201.58	387.47	4

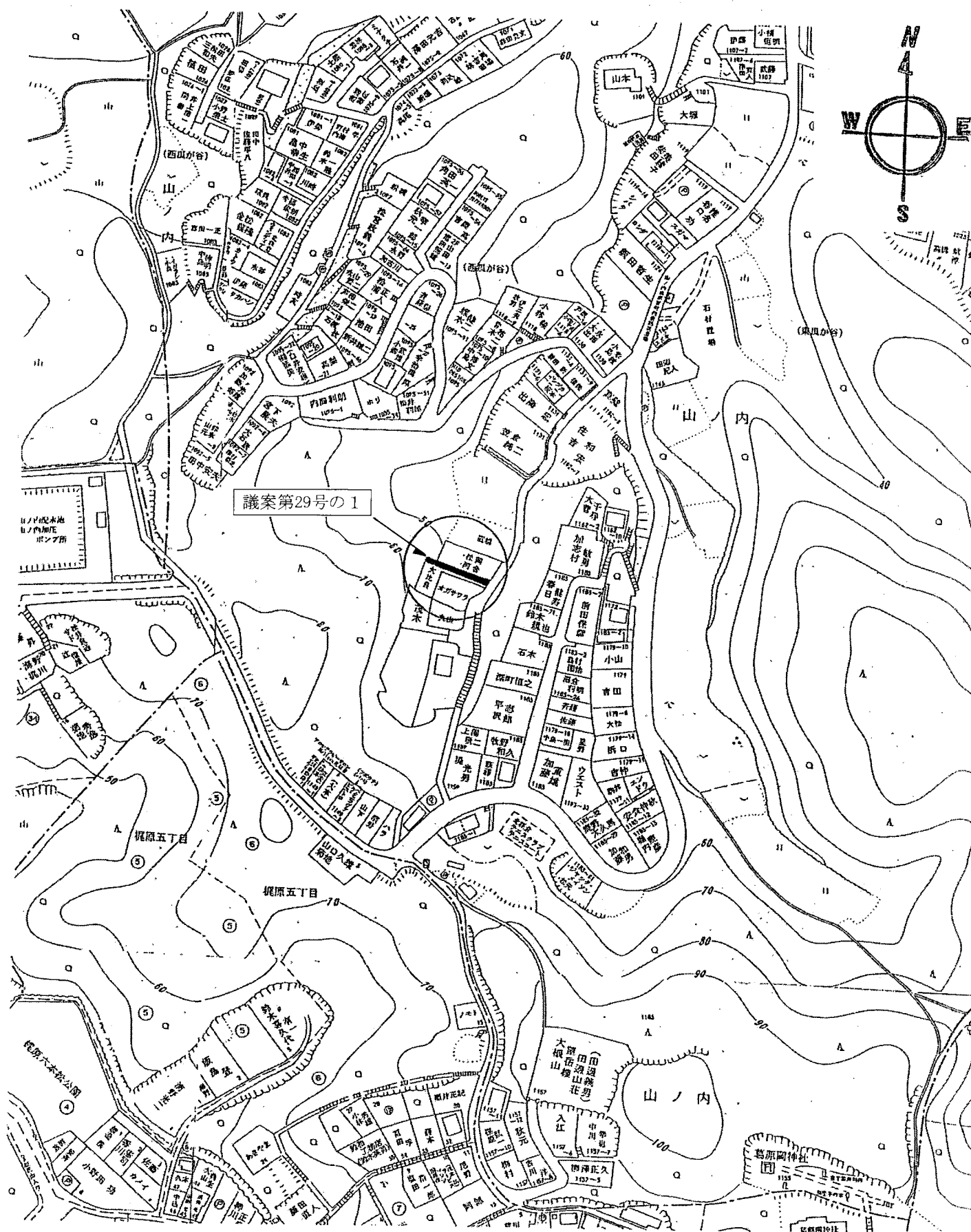
案内図

図面番号 2

凡例

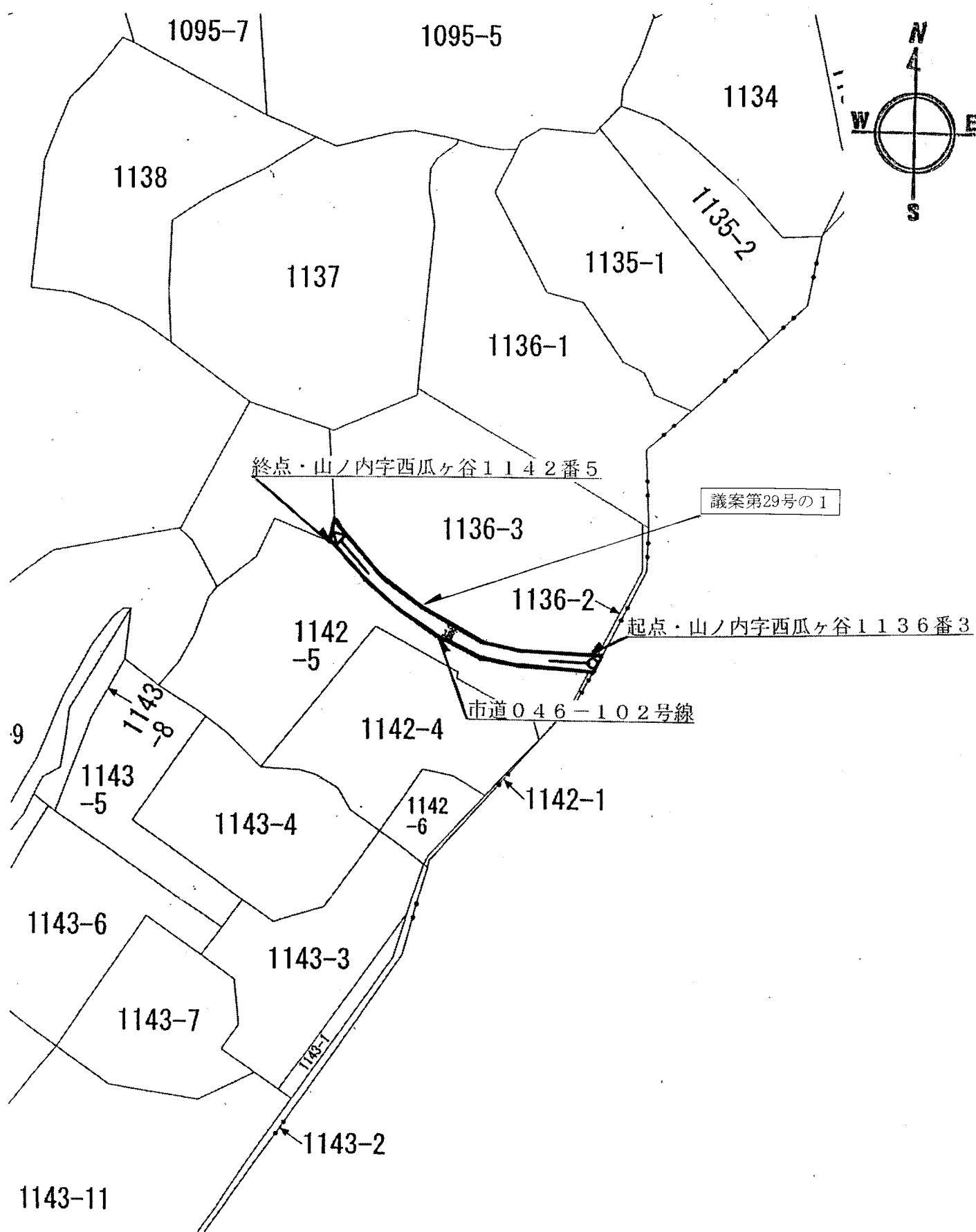


廃止箇所



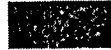
公図写

図面番号 2



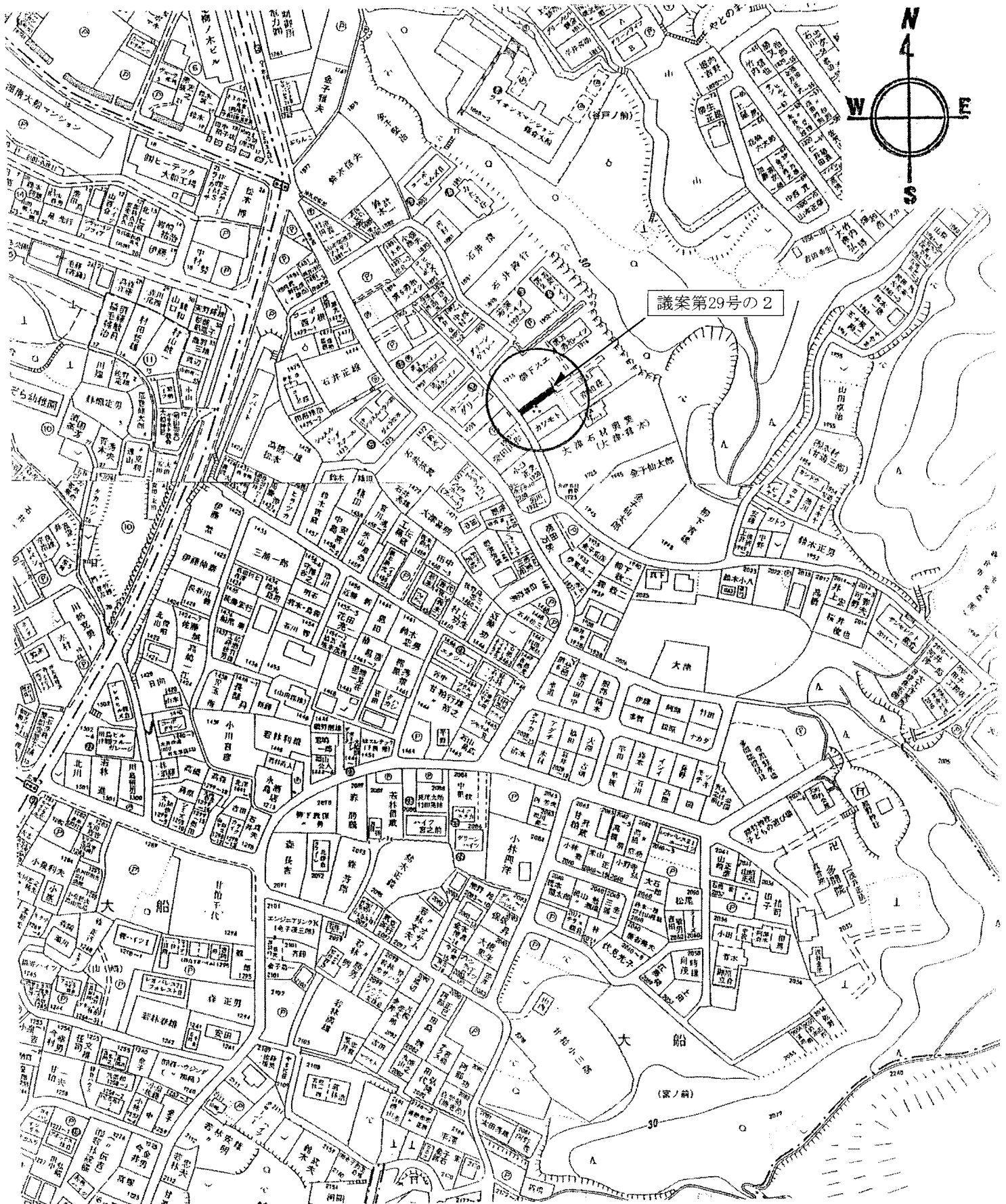
案内図

凡例



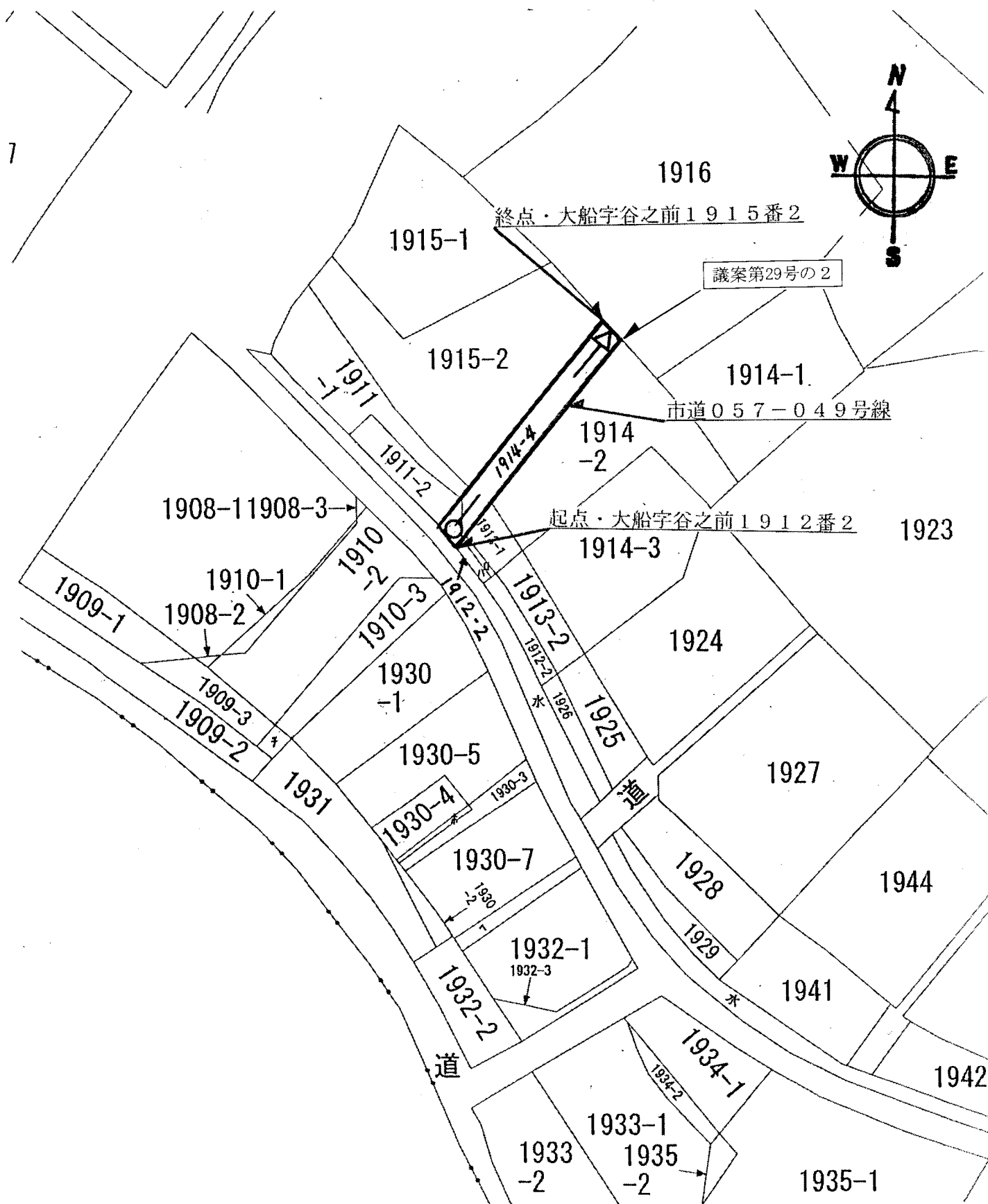
廃止箇所

図面番号 3

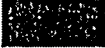


公図写

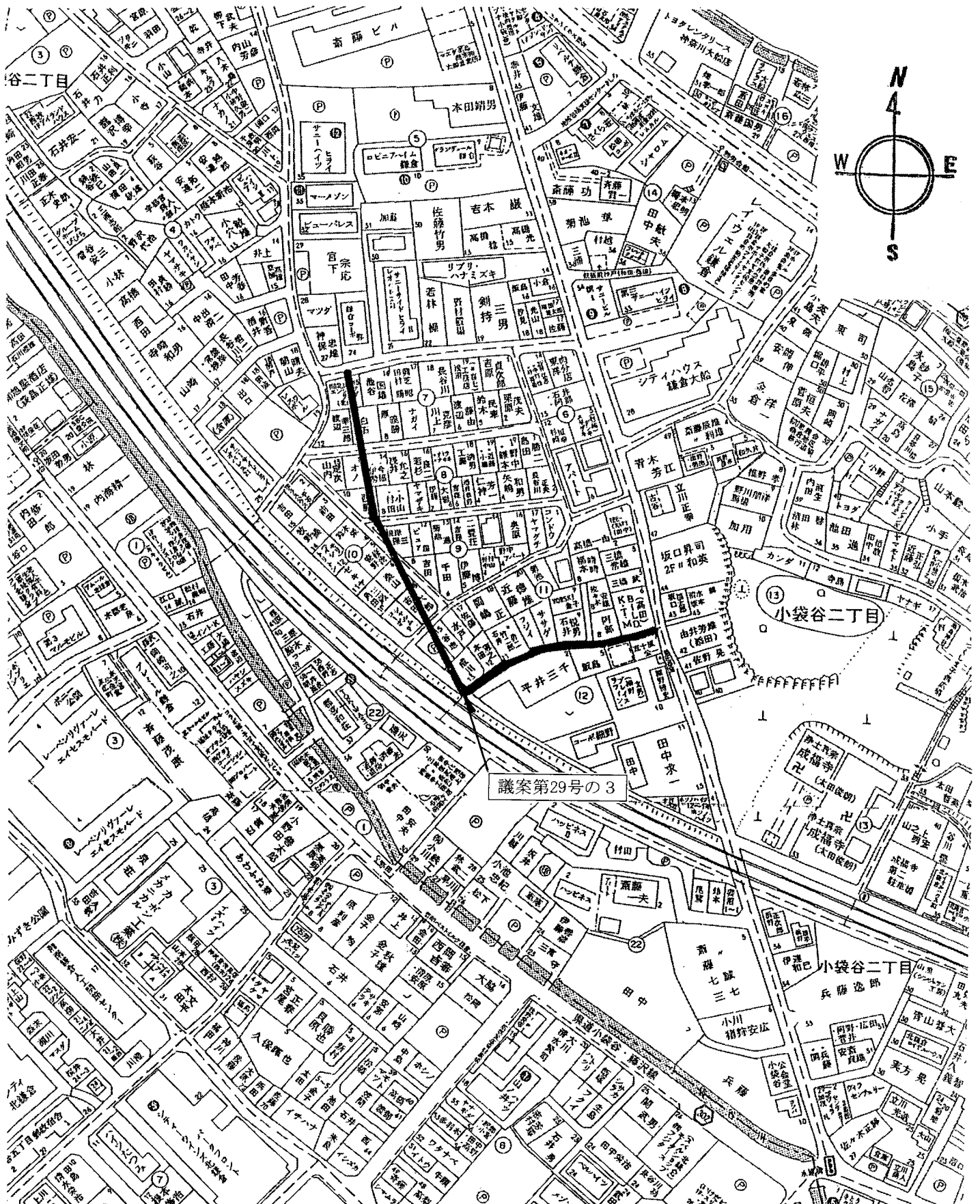
図面番号 3



案内図

凡例  廃止箇所

図面番号 4



図面番号 4



議案第 30 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

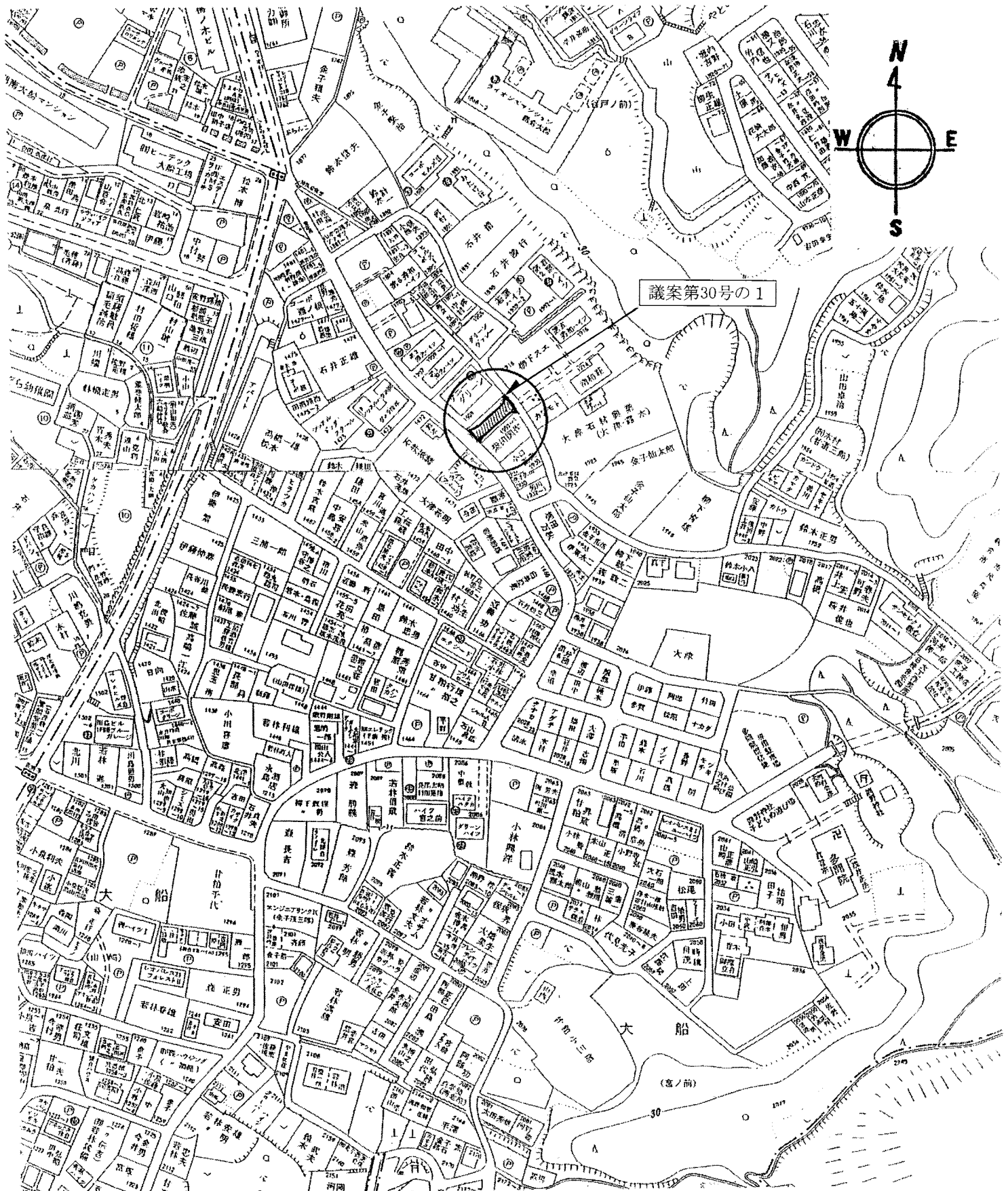
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	大 船 字谷之前	1909番4	大 船 字谷之前	1908番1	6.00～11.01	21.40	145.88	3
2	小 袋 谷 二 丁 目	672番2	小 袋 谷 二 丁 目	664番3	1.78～ 2.97	75.12	157.05	4

案内図

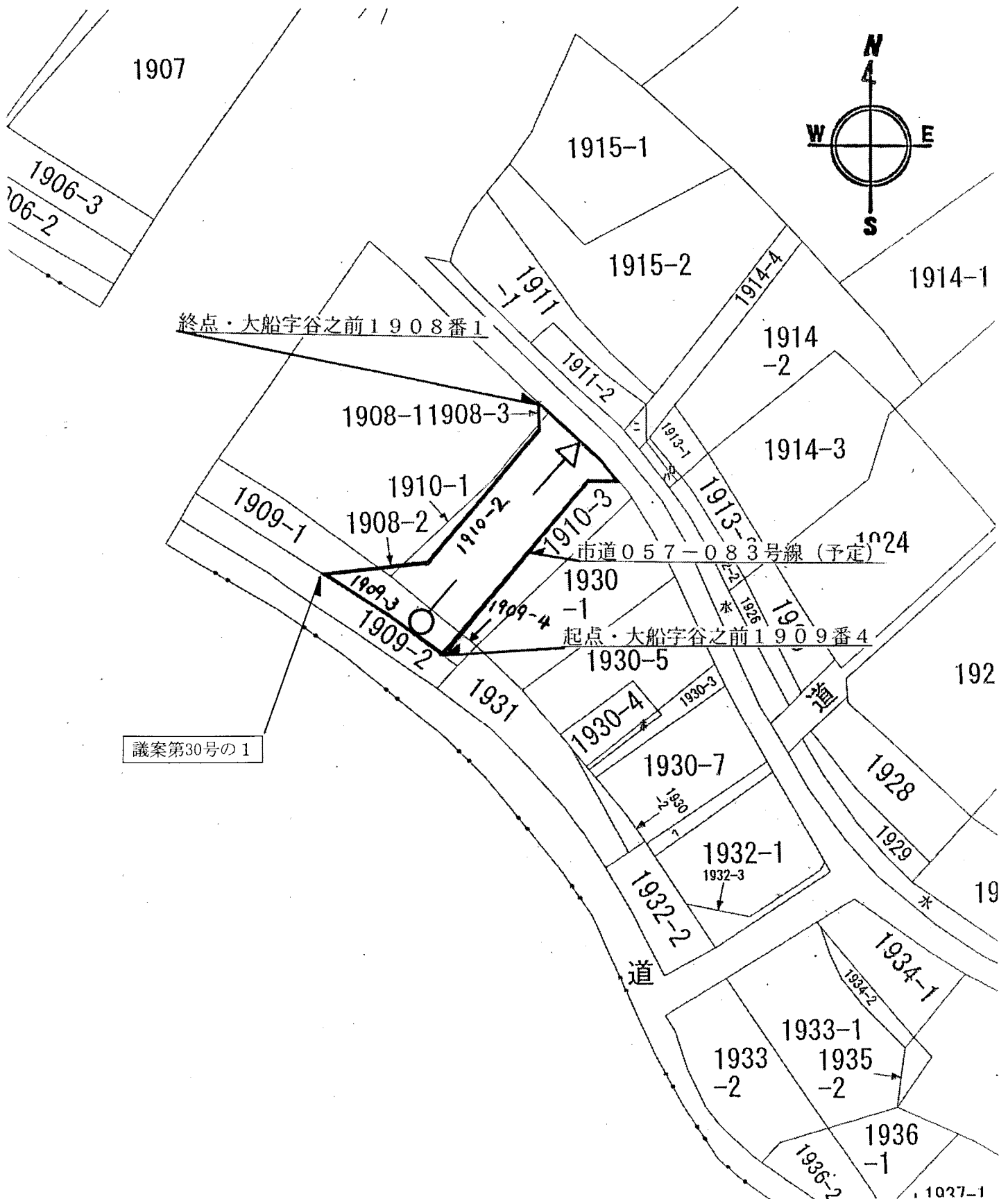
図面番号 3

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 3



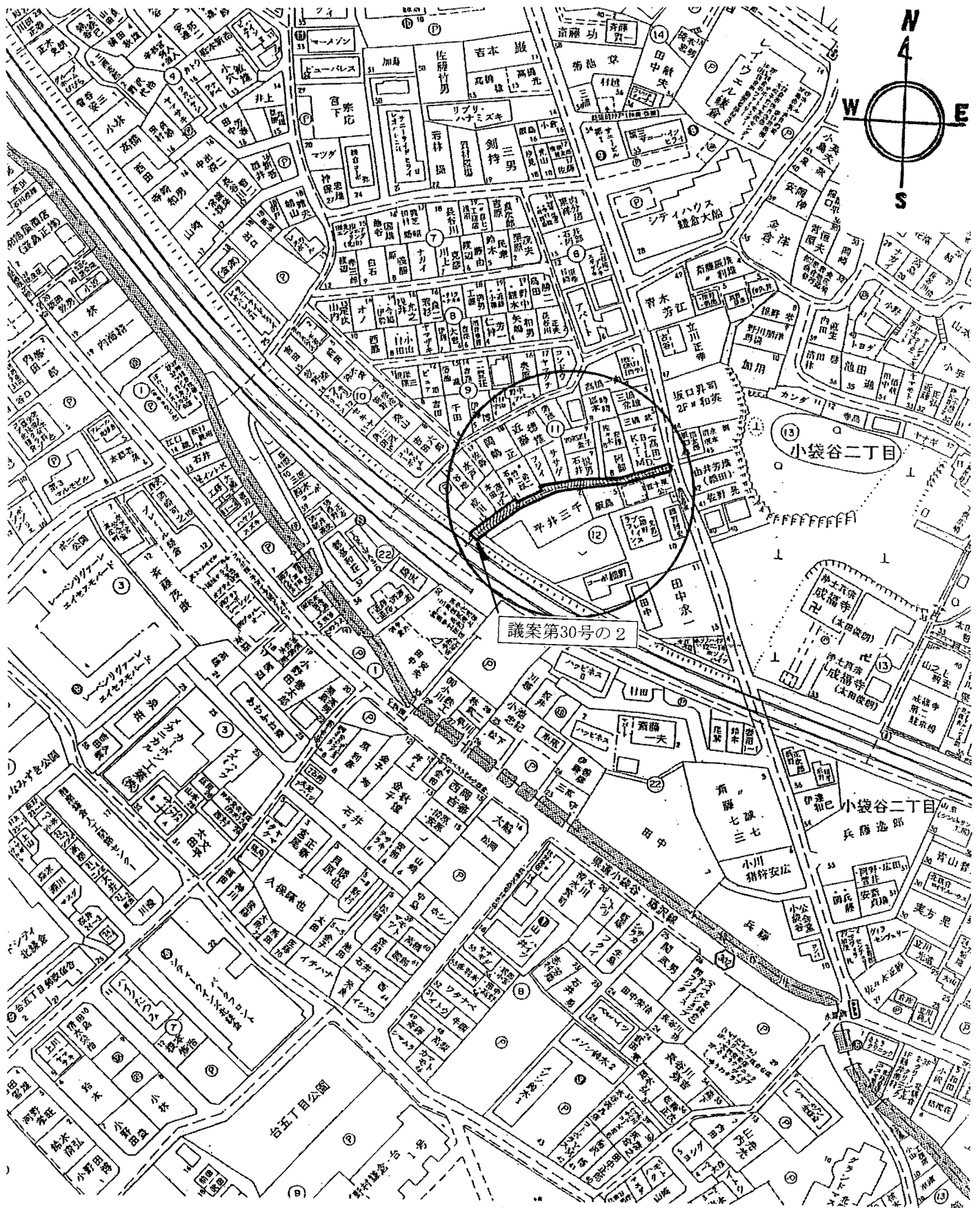
案内図

凡例



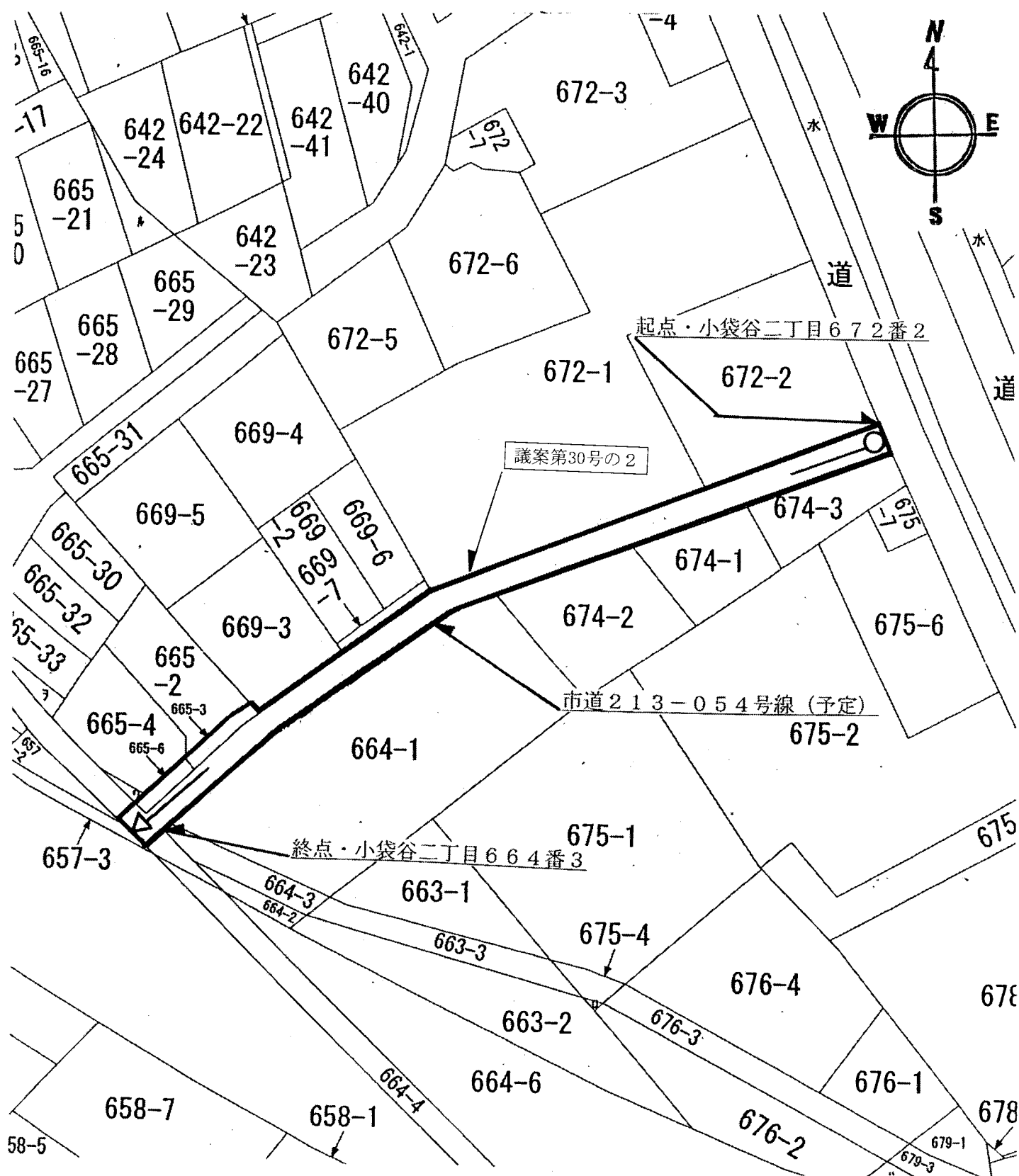
認定箇所

図面番号 4



公図写

図面番号 4



議案第 31 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成24年12月定例会議案第55号をもって議決された鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事について、次のとおり変更するものとする。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 当初の契約金額 | 3,202,815,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 82,178,280円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 3,284,993,280円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事											
工 事 場 所	鎌倉市大町五丁目11番16号											
請 負 代 金 額	■ 増額			¥	8	2	1	7	8	2	8	0
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	6	0	8	7	2	8	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。												

平成24年12月20日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 26 年 8 月 19 日

発注者 鎌倉市御成町 1 8 番 1 0 号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
営業統括部
国内営業部長 柳田 喜久夫 ㊟

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事												
工 事 場 所	鎌倉市大町五丁目11番16号												
請 負 代 金 額			¥	3	2	0	2	8	1	5	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	1	5	2	5	1	5	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 O&M事業本部」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 24 年 11 月 12 日

発注者 鎌倉市御成町 1 8 番 1 0 号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
O&M事業本部
常務取締役事業本部長 岡村 博文 ㊟

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

0 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

9,754,500 円(税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島300番3
アスファルト・コンクリート塊	株式会社タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島300番3

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）
について記載する。

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1332 号
平成 24 年 12 月 25 日

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
O & M事業本部
常務取締役事業本部長 岡 村 博 文 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事 (仮契約締結日 平成 24 年 11 月 12 日)
議 決 年 月 日	平成 24 年 12 月 20 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 24 年 12 月 20 日
工 期	平成 24 年 12 月 25 日から 平成 27 年 2 月 27 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥3, 202, 815, 000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工 事 場 所 鎌倉市大町五丁目 11 番 16 号
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び 別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 （第40条関係）

支払限度額	
平成24年度	5 0, 0 0 0, 0 0 0 円
平成25年度	1, 2 6 1, 1 2 6, 0 0 0 円
平成26年度	1, 8 9 1, 6 8 9, 0 0 0 円

別表 2 （第40条関係）

出来高予定額	
平成24年度	5 0, 0 0 0, 0 0 0 円
平成25年度	1, 2 6 1, 1 2 6, 0 0 0 円
平成26年度	1, 8 9 1, 6 8 9, 0 0 0 円

議案第 32 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成26年 6 月 17 日、[REDACTED]で発生した市有
地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 392,580円

2 損害賠償の相手方

(1)

[REDACTED]

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

- 議案第 33 号 平成25年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 34 号 平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 35 号 平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 37 号 平成25年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 38 号 平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 39 号 平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成25年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成25年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 40 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成27年 4 月に施行予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、家庭的保育事業等を行う際の設備及び運営に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第27条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
- 第5章 事業所内保育事業（第42条—第47条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (2) 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- (3) 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。）をいう。
- (4) 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (5) 家庭的保育事業所等 家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事

業をいう。

(8) 居宅訪問型保育事業者 居宅訪問型保育事業を行う者をいう。

(9) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(最低基準等の向上)

第3条 市長は、鎌倉市児童福祉審議会条例（昭和53年4月条例第2号）第1条の規定により設置された鎌倉市児童福祉審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）を超えて、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自ら提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に提供する保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

ない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（法39条第1項に規定する保育所のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定による認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）又は認定こども園（認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上の事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(非常災害対策)

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の保育の実施に必要な設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、

その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育を提供すること又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、若しくは停止するために必要な手続をとること等を、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

らない。

- 4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当た
るの留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他

の場所（保育を受ける乳児又は幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、その超える数が1人を増すごとに3.3平方メートルを9.9平方メートルに加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号の庭の面積は、保育する満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知設備及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）は、市長が行う研修（市長が指定する神奈川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する神奈川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに

保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、次のとおり区分する。

- (1) 必要とされる保育に従事する職員の数以上の保育士（第29条第3項の規定により保育士とみなすことができる保健師又は看護師を含む。）が、保育に従事する事業（以下「小規模保育事業A型」という。）
- (2) 前号に規定する事業を除き、必要とされる保育に従事する職員の数の3分の2以上の保育士（第31条第3項の規定により保育士とみなすことができる保健師又は看護師を含む。）が、保育に従事する事業（以下「小規模保育事業B型」という。）
- (3) 前2号に規定する事業を除き、家庭的保育者が保育に従事する事業（以下「小規模保育事業C型」という。）

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものにつ

いて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（当該児童を法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者A型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者A型」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する神奈川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その3分の2以上を保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（当該児童を法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者B型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児に利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者C型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者C型」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行

うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切であり、かつ、専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人数以上の人数を、その他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員としなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第43条 保育所型事業所内保育事業を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主により事業場に附属して設置される炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（当該児童を法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第45条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事

業所内保育事業を行う者（第45条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第46条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する神奈川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（当該児童を法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第47条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第

47条において準用する第28条第5号」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する施設を運営する者が、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第32条及び第47条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第32条及び第47条において準用する場合を含む。）、第29条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第46条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(保育従事者に関する経過措置)

- 4 第31条及び第46条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第46条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

- 5 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の

施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

議案第 41 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成27年 4 月に施行予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業者が給付費を受けるための運営に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。

以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、法第31条第1項の申請に当たっては、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該書面に記すべき重要事項を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使

用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該書面を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による前項に規定する重要事項の提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による第1項に規定する重要事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第3項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考を行うに当たっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間が満了する場合であって、当該有効期間を変更する必要があると認めるときは、法第23条第1項に規定する変更の認定の申請が遅くとも当該有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供した場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提

供した場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で当該特定教育・保育施設が定める額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の規定による金銭の支払を受けた場合は、当該金銭に係る領収証を当該金銭を支払った支給認定保護者に対し交付しな

なければならない。

- 6 特定教育・保育施設は、支給認定保護者に第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及びその金額並びに支給認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、書面による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、書面によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費及び法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により、支給認定保護者から同項に規定する特定教育・保育費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を当該支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号に規定する要領及び第4号に規定する指針
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に提供する特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に、特定教育・保育を受けている支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条第1項の規定により支給認定保護者から受領する利用者負担額その他の金銭、支払を求める理由及びその金額
- (6) 第4条第2項に規定する利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に必要な業務を当該特定教育・保育施設の職員によって行わなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度の途中において、特定教育・保育に対する需要の増大に対応し、法第34条第5項に規定する便宜の提供に協力し、若しくは児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する措置に対応する場合又は災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する

事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、法第7条第4項に規定する教育・保育施設若しくは同条第5項に規定する地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により支給認定子ども又はその保護者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第

1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、法第31条第 1 項第 3 号の規定により定められた法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「係る法第19条第 1 項第 1 号」とあるのは「係る法第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号」と、「利用している法第19条第 1 項第 1 号」とあるのは「利用している法第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号」と、「当該特定教育・保育施設の法第19条第 1 項第 1 号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の法第19条第 1 項第 2 号」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、法第31条第 1 項第 2 号の規定により定められた法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 2 特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「係る法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「係る法第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している法第19条第 1 項第 1 号」とあるのは「利用している法第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号」と、第13条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定

員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第6項において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分するものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定により、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の規定により選考を行うに当たっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
 - 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2

号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で当該特定地域型保育事業者が定める額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の規定による金銭の支払を受けた場合は、当該金銭に係る領収証を当該金銭を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者に第3項及び第4項の規定によ

る金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及びその金額並びに支給認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、書面による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、書面によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第45条 特定地域型保育事業者は、自ら提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に提供する特定地域型保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定地域型保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第43条第1項の規定により支給認定保護者から受領する利用者負担額その他の金銭、支払を求める理由及びその金額
 - (6) 利用定員
 - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
- （勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育の提供に必要な業務を当該特定地域型保育事業所の職員によって行わなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度の途中において、特定地域型保育に対する需要の増大に対応し、法第46条第5項に規定する便宜の提供に協力し、若しくは児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応する場合又は災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条の厚生労働大臣が定める指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条、第11条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで(第26条を除く。)の規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費及び法第28条第1項に

規定する特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費及び法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費）」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育費用基準額」とあるのは「特定地域型保育費用基準額」と、「提供した特定教育・保育」とあるのは「提供した特定地域型保育」と、「記載した特定教育・保育」とあるのは「記載した特定地域型保育」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

- 第51条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもを含む。）の総数が、法第43条第1項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

- 第52条 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、法第43条第1項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。
- 3 特定保育所は、法附則第6条の規定により、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現

に特別利用保育に要した費用の額) 及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 42 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成27年 4 月に施行予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向
け、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放
課後児童健全育成事業を行う際の設備及び運営に関する基準等を定
めるものである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準等の向上)

第2条 市長は、鎌倉市児童福祉審議会条例（昭和53年4月条例第2号）第1条の規定により設置された鎌倉市児童福祉審議会の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第3条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第4条 放課後児童健全育成事業における支援（以下「支援」という。）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、放課後児童健全育成事業の運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域等との交流及び連携を図り、利用者の

保護者及び地域等に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第5条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも1年につき2回以上行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第6条 利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第7条 利用者の支援に従事する職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、利用者の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の支援に従事する職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第8条 放課後児童健全育成事業所には、利用者が安全及び安心に、かつ、静かに過ごすことができる遊び及び生活の場としての機能を備えた、間仕切り等で事務室、廊下等と区切られた区画又は部屋（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、静養するための機能、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、1.65平方メートルに利用定員（第10条第4項に規定する支援の単位ごとに、同時に支援の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、支援を提供している時間帯を通じて専ら当該放課後児童

健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(利用定員の遵守)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用定員を超えて支援の提供を行ってはならない。ただし、年度の途中において、放課後児童健全育成事業の需要の増大に対応する場合又は災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援を提供している時間帯を通じて、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、

社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、放課後児童健全育成事業に類似する遊びを通じて児童と関わる事業に2年以上継続的に従事し、その従事した時間がおおむね2000時間あるものであって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、支援の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位の利用定員は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、前項の支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、職種ごとの員数及び職務の内容
- (3) 支援を提供する日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 支援の対象とする児童の通学する小学校
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、提供した支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(提供時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、支援を提供する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、利用者の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(1) 小学校の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、支援を提供する日数について、1年につき250日以上を原則として、利用者の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに支援を提供する日を定めなければならない。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康状態及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、利用者の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により利用者又はその保護者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、前項の損害賠償に備え、保険法（平成20年法律第56号）第17条第2項に規定する責任保険契約を締結するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行

する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成32年3月31日までに修了する見込みである者を含む。）」とする。

議案第 43 号

鎌倉市老人いこいの家条例を廃止する
条例の制定について

鎌倉市老人いこいの家条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

耐震診断の結果、建物倒壊の危険性が指摘され、平成26年 8 月 1 日から利用を停止している老人いこいの家こゆるぎ荘を廃止するものである。

鎌倉市老人いこいの家条例を廃止する条例

鎌倉市老人いこいの家条例（昭和50年 3 月条例第39号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。
（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）
- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年 2 月条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表中「及び老人いこいの家」を削る。

議案第 44 号

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の
制定について

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市健康増進計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市健康増進計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく鎌倉市健康増進計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市健康増進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 労働安全衛生に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 健康の増進又はスポーツに関係を有する団体が推薦する者
- (5) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (6) 公共的団体が推薦する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職務と職責に応じた処遇を確保する人事・給与制度を構築するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、別表第1の2及び別表第1の3」を「及び別表第2」に改める。

第17条第2項中「のうち、規則で定める職員（第7項において「特定管理職員」という。）」を削り、同条第8項を次のように改める。

8 職務の級が8級の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{67.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{97.5}{100}$ 」とし、職務の級が7級の職員に対する同項の規定の適用については、同項中「 $\frac{67.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{77.5}{100}$ 」とする。

附則第7項中「及び別表第1の2」を削り、「7級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないもの」を「6級又は7級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないもの及びその職務の級が8級である者」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 年 月条例第 号）付則第11項、第12項又は第13項の規定の適用（以下「一部改正条例の規定の適用」という。）を受ける場合にあつてはこれらの規定により定められる給料月額とし、当該特定職員が鎌倉市職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月規則第1号）第21条の規定の適用を受け給料月額（一部改正条例の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定により定められる給料月額）の半額を減ぜられる場合にあつては同条の規定により半額を減ぜられた給料月額とする。以下同じ。）に $\frac{1.5}{100}$ を乗じて得た額（当該特定職員（その職務の級が6級又は7級である者に限る。以下この号において同じ。）の給料月額に $\frac{98.5}{100}$ を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受け、給料月額の半額を減ぜられる場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第9項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減

じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。))

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第6条）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	478,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	

37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	457,000
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	457,800
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	458,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	459,200
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	

77	233, 000	292, 000	338, 800	378, 600	395, 400	422, 600
78	233, 800	292, 400	339, 300	379, 200	396, 100	423, 300
79	234, 600	292, 600	339, 800	379, 800	396, 800	424, 000
80	235, 400	293, 000	340, 300	380, 400	397, 500	424, 700
81	236, 100	293, 200	340, 700	380, 900	398, 000	425, 200
82	236, 800	293, 500	341, 200	381, 500	398, 700	425, 900
83	237, 500	293, 900	341, 700	382, 100	399, 400	426, 600
84	238, 200	294, 200	342, 200	382, 700	400, 100	427, 100
85	239, 000	294, 500	342, 700	383, 300	400, 600	427, 600
86	239, 700	294, 800	343, 200	383, 900	401, 300	428, 300
87	240, 400	295, 100	343, 700	384, 500	402, 000	429, 000
88	241, 100	295, 500	344, 200	385, 100	402, 700	429, 700
89	241, 900	295, 800	344, 600	385, 800	403, 200	430, 200
90	242, 400	296, 200	345, 100	386, 400	403, 900	430, 900
91	242, 900	296, 600	345, 600	387, 000	404, 600	431, 600
92	243, 400	297, 000	346, 100	387, 600	405, 300	432, 300
93	243, 700	297, 100	346, 300	388, 300	405, 800	432, 800
94		297, 500	346, 800	388, 900	406, 500	
95		297, 900	347, 300	389, 500	407, 200	
96		298, 300	347, 800	390, 100	407, 900	
97		298, 500	347, 900	390, 800	408, 400	
98		298, 900	348, 400	391, 400	409, 100	
99		299, 300	348, 900	392, 000	409, 800	
100		299, 700	349, 400	392, 600	410, 500	
101		299, 900	349, 700	393, 300	411, 000	
102		300, 300	350, 100	393, 900		
103		300, 700	350, 500	394, 500		
104		301, 100	350, 900	395, 100		
105		301, 300	351, 400	395, 800		
106		301, 600	351, 800			
107		302, 000	352, 200			
108		302, 400	352, 600			
109		302, 600	353, 100			
110		303, 000	353, 500			
111		303, 400	353, 900			
112		303, 700	354, 200			
113		303, 800	354, 700			
114		304, 200	355, 100			
115		304, 600	355, 500			
116		305, 000	355, 800			

	117		305,200	356,300					
	118		305,500	356,700					
	119		305,800	357,100					
	120		306,100	357,400					
	121		306,500	357,900					
	122		306,800	358,300					
	123		307,100	358,600					
	124		307,400	358,900					
	125		307,800	359,400					
	126			359,800					
	127			360,200					
	128			360,500					
	129			361,000					
	130			361,400					
	131			361,800					
	132			362,100					
	133			362,600					
	134			363,000					
	135			363,400					
	136			363,700					
	137			364,200					
再任用職員		185,800	249,900	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	129,200	172,600	185,800	223,200	261,900
	2	130,200	174,100	187,600	225,200	264,000
	3	131,200	175,600	189,400	227,200	266,000
	4	132,300	177,100	191,200	229,200	268,100
	5	133,100	178,500	192,800	231,200	270,200
	6	134,100	180,000	194,600	233,200	272,300
	7	135,100	181,500	196,400	235,200	274,400
	8	136,100	183,000	198,200	237,200	276,500
	9	137,200	184,500	200,000	239,200	278,600
	10	138,400	185,700	201,800	241,200	280,700
	11	139,600	187,000	203,600	243,200	282,800
	12	140,800	188,300	205,400	245,200	284,900
	13	141,900	189,700	207,000	247,200	287,000
	14	143,100	190,800	208,900	249,200	289,100
	15	144,300	192,000	210,800	251,200	291,200
	16	145,500	193,200	212,700	253,200	293,300
	17	146,700	194,500	214,600	255,200	295,400
	18	148,200	195,900	216,500	257,200	297,500
	19	149,700	197,300	218,400	259,200	299,600
	20	151,200	198,700	220,300	261,200	301,700
	21	152,600	200,100	222,900	263,200	303,800
	22	154,100	201,600	224,800	265,200	305,900
	23	155,600	203,100	226,700	267,200	308,000
	24	157,100	204,600	228,500	269,200	310,100
	25	158,600	206,100	230,200	271,200	312,100
	26	160,400	207,700	232,100	273,200	314,200
	27	162,200	209,300	234,000	275,200	316,300
	28	164,000	210,900	235,800	277,200	318,400
	29	165,800	212,300	237,500	279,200	320,400
	30	167,500	214,000	239,400	281,100	322,500
	31	169,200	215,700	241,200	283,000	324,600
	32	170,900	217,400	243,100	284,900	326,700
	33	172,600	218,900	244,900	286,800	328,400
	34	174,100	220,100	246,800	288,700	330,400
	35	175,600	221,300	248,600	290,600	332,500
	36	177,100	222,500	250,400	292,500	334,600
	37	178,500	223,800	252,200	294,200	336,500

38	180,000	225,400	254,200	296,000	338,500
39	181,500	227,000	256,200	297,800	340,500
40	183,000	228,600	258,200	299,600	342,500
41	184,500	230,300	260,100	301,200	344,400
42	185,700	231,800	262,000	302,900	346,300
43	187,000	233,300	263,900	304,600	348,200
44	188,300	234,800	265,700	306,300	350,100
45	189,700	236,200	267,700	307,900	351,600
46	190,800	237,600	269,600	309,600	353,100
47	192,000	239,000	271,500	311,300	354,600
48	193,200	240,400	273,400	313,000	356,100
49	194,400	241,700	275,300	314,300	357,800
50	195,600	243,100	277,200	315,700	358,700
51	196,700	244,500	279,100	317,100	359,900
52	197,800	245,900	281,000	318,600	360,900
53	198,800	247,200	282,700	320,200	361,800
54	200,000	248,600	284,600	321,700	362,900
55	201,200	250,000	286,500	323,200	363,900
56	202,400	251,400	288,400	324,700	365,000
57	203,600	252,600	290,100	326,300	365,900
58	204,900	253,900	291,900	327,600	366,600
59	206,200	255,200	293,700	328,900	367,300
60	207,500	256,500	295,500	330,100	368,000
61	208,800	257,600	297,400	331,200	368,500
62	210,100	258,800	299,100	332,300	369,100
63	211,400	260,000	300,800	333,400	369,800
64	212,700	261,200	302,500	334,600	370,500
65	213,600	262,500	304,200	335,800	370,900
66	215,000	263,700	305,900	337,000	371,600
67	216,300	264,900	307,600	338,200	372,300
68	217,700	266,000	309,300	339,400	373,000
69	218,800	267,100	310,600	340,500	373,500
70	220,100	268,300	312,200	341,700	374,200
71	221,400	269,500	313,800	342,900	374,900
72	222,700	270,700	315,400	344,100	375,600
73	223,800	271,700	317,100	345,100	376,100
74	225,000	272,800	318,700	346,200	376,800
75	226,200	273,900	320,300	347,300	377,500
76	227,400	275,000	321,900	348,400	378,200
77	228,600	276,100	323,400	349,500	378,600

78	229,800	277,200	324,600	350,500	379,200
79	231,000	278,300	325,800	351,500	379,800
80	232,200	279,400	327,000	352,500	380,400
81	233,400	280,300	327,800	353,400	380,900
82	234,600	281,100	328,700	354,300	381,500
83	235,800	281,900	329,500	355,200	382,100
84	237,000	282,800	330,300	356,100	382,700
85	238,200	283,700	331,200	356,900	383,300
86	239,200		331,700	357,800	383,900
87	240,200		332,500	358,700	384,500
88	241,200		333,300	359,600	385,100
89	242,300		334,100	360,400	385,800
90			334,800	361,300	386,400
91			335,500	362,200	387,000
92			336,200	363,100	387,600
93			336,700	363,700	388,300
94			337,300	364,300	388,900
95			337,900	364,900	389,500
96			338,500	365,500	390,100
97			338,800	365,900	390,800
98			339,300	366,500	391,400
99			339,800	367,100	392,000
100			340,300	367,700	392,600
101			340,700	368,100	393,300
102			341,200	368,700	393,900
103			341,700	369,300	394,500
104			342,200	369,900	395,100
105			342,700	370,300	395,800
106			343,200	370,900	
107			343,700	371,500	
108			344,200	372,100	
109			344,600	372,500	
110			345,100	373,100	
111			345,600	373,700	
112			346,100	374,300	
113			346,300	374,700	
114			346,800	375,300	
115			347,300	375,900	
116			347,800	376,500	
117			347,900	376,900	

	118			348,400	377,500	
	119			348,900	378,100	
	120			349,400	378,700	
	121			349,700	379,100	
	122			350,100		
	123			350,500		
	124			350,900		
	125			351,400		
	126			351,800		
	127			352,200		
	128			352,600		
	129			353,100		
再任用 職員		191,700	246,400	252,000	257,600	277,800

備考 この表は、技能労務職職員に適用する。

別表第1の3を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例(昭和30年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「をいう。」の次に「ただし、鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 年 月条例第 号)第1条の規定により給料月額を減額される場合を除く。」を加える。

(職員の任用に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市職員の任用に関する条例(昭和31年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「6級」を「5級」に改め、同条第3項中「(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員にあつては、2級から4級までの職級)」を削る。

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 技能労務職

5級 昇任

4級 昇任

3級 昇任

2級 昇任

1級 採用

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年3月条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第14項を削り、付則第15項を付則第14項とし、付則第16項を付則第15項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成26年10月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合

において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、任命権者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において、別表第1又は別表第1の3の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて付則別表第2に定める号給とする。

- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて付則別表第3に定める号給とする。

(新たに別表第1の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え)

- 5 切替日の前日において別表第1の2の給料表の適用を受けていた職員及び同日において別表第1の3の給料表の適用を受けていた職員のうち任命権者が定める職員は、切替日において別表第1の給料表の適用を受けるものとする。

- 6 前項の規定により別表第1の給料表の適用を受けることとなる職員の新級は、旧級に対応する付則別表第4の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、任命権者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(新たに別表第1の適用を受けることとなる職員の号給の切替え)

- 7 前項の規定により新級を決定される職員の新号給は、次項に規定する職員を除き、旧号給に応じて付則別表第5に定める号給とする。

- 8 第6項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて付則別表第6に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 10 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

11 切替日においてその者が受ける給料月額が、切替日の前日における改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例附則第13項の規定が適用される前の給料月額（以下「基準給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）の切替日以後における給料月額は、切替日以後においてその者が受ける給料月額が、基準給料月額から基準給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間は、当該減じて得た額とする。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで | $\frac{1.5}{100}$ |
| (2) 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで | $\frac{3}{100}$ |
| (3) 平成28年10月1日から平成29年9月30日まで | $\frac{4.5}{100}$ |
| (4) 平成29年10月1日から平成30年9月30日まで | $\frac{6}{100}$ |
| (5) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで | $\frac{7.5}{100}$ |
| (6) 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで | $\frac{9}{100}$ |

12 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

13 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第11項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

14 前3項の規定は、鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する退職手当の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

付則別表第1 職務の級の切替表（付則第2項関係）

給料表	旧級	新級
別表第1	4級	3級
		4級
	5級	3級
		4級
	6級	5級
	7級	6級

別表第 1 の 3	8 級	7 級
		8 級
	4 級	3 級
	5 級	3 級
		5 級

付則別表第 2 旧級がこれに対応する付則別表第 1 の新級欄に 2 以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（付則第 3 項関係）

ア 別表第 1 の給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給／旧級	1 級	2 級	3 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1
6	6	1	1	1	1
7	7	2	1	1	1
8	8	3	1	1	1
9	8	5	1	1	1
10	9	5	2	1	1
11	10	6	4	1	1
12	11	7	5	1	1
13	12	8	6	1	1
14	13	9	7	2	1
15	14	10	9	3	1
16	15	11	10	4	1
17	16	12	11	5	1
18	17	13	12	6	1
19	18	14	13	7	2
20	19	14	15	9	3
21	20	15	16	10	4
22	21	16	17	11	5
23	22	17	18	12	6
24	22	18	19	13	7
25	23	19	20	14	8
26	24	20	21	15	9
27	25	21	23	16	10
28	26	23	24	17	11
29	27	24	25	18	12
30	28	25	26	19	13
31	29	26	28	20	14

32	30	27	29	21	15
33	31	28	30	22	17
34	32	30	31	23	18
35	34	31	33	25	19
36	35	32	34	26	20
37	36	34	35	26	21
38	37	35	36	28	22
39	38	36	38	29	23
40	40	38	39	30	24
41	41	39	40	31	25
42	42	40	41	32	26
43	43	41	43	33	27
44	44	43	44	34	28
45	45	44	45	35	29
46	46	45	47	36	30
47	47	46	48	37	31
48	49	48	50	38	32
49	50	49	51	39	34
50	51	50	52	41	35
51	52	51	54	42	36
52	54	53	55	44	37
53	55	54	56	45	38
54	57	55	57	47	39
55	58	57	58	49	40
56	60	58	59	51	41
57	61	60	61	52	42
58	62	61	62	54	44
59	64	62	63	55	46
60	65	63	65	57	48
61	66	65	67	58	50
62	67	66	68	60	52
63	68	67	70	62	55
64	70	68	71	64	57
65	71	70	73	66	59
66	72	71	75	67	61
67	74	72	78	69	64
68	76	73	80	71	66
69	77	75	82	73	69
70	78	77	84	75	71
71	79	80	85	77	73
72	81	82	87	79	75
73	82	85	89	80	77
74	83		90	82	78
75	84		91	83	80
76	86		93	85	82
77	87		95	86	83
78	88		97	87	85

79	88		99	89	86
80	90		101	90	88
81	91		103	92	89
82	92		104	93	91
83	93		106	95	92
84	93		108	96	93
85	93		109	97	93
86			110	99	93
87			111	100	93
88			112	101	93
89			114	101	93
90				101	93
91				101	93
92				101	93
93				101	93
94				101	93
95				101	93
96				101	93
97				101	93
98				101	93
99				101	93
100				101	93
101				101	93
102				101	93
103				101	93
104				101	93
105				101	93
106				101	93
107				101	93
108				101	93
109				101	
110				101	
111				101	
112				101	
113				101	
114				101	
115				101	
116				101	
117				101	
118				101	
119				101	
120				101	
121				101	
122				101	
123				101	
124				101	
125				101	

イ 別表第1の3の適用を受ける職員の新号給

旧号給/旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5	1	1	12
2	6	1	2	13
3	7	1	3	14
4	8	1	4	15
5	9	1	5	16
6	10	1	6	17
7	11	1	7	18
8	12	2	8	19
9	13	3	10	20
10	14	4	11	21
11	14	5	12	22
12	15	6	13	23
13	16	7	14	24
14	17	9	15	25
15	18	10	16	26
16	19	12	17	27
17	20	13	18	28
18	21	14	19	29
19	22	15	20	31
20	23	17	20	32
21	24	18	22	33
22	25	19	23	34
23	26	20	24	35
24	27	21	25	36
25	28	22	26	37
26	30	23	27	38
27	31	24	28	39
28	32	25	29	40
29	33	27	30	41
30	35	28	31	42
31	36	29	32	44
32	37	30	33	45
33	38	31	35	46
34	39	32	36	47
35	41	34	37	48
36	42	35	38	49
37	43	37	39	50
38	44	38	40	51
39	46	39	42	53
40	47	41	43	54
41	48	42	44	55
42	49	43	45	56
43	51	44	47	57

44	52	46	48	58
45	53	47	49	59
46	54	48	51	60
47	56	50	52	62
48	57	51	53	63
49	58	53	54	64
50	59	54	56	65
51	60	55	57	67
52	61	57	58	68
53	62	58	59	69
54	63	59	60	70
55	65	61	61	72
56	66	62	63	73
57	67	64	64	74
58	67	65	65	75
59	69	66	66	77
60	69	68	67	78
61	70	69	68	80
62	71	71	69	82
63	72	72	70	84
64	73	74	71	87
65	74	75	72	89
66	75	76	73	91
67	76	78	74	94
68	77	79	75	98
69	77	80	76	100
70	78	81	78	103
71	79	82	79	106
72	80	84	81	109
73	81	85	83	111
74	81	85	84	115
75	82	85	86	118
76	83	85	88	122
77	83	85	88	125
78	84	85	90	128
79	85	85	91	129
80	85	85	93	129
81	86	85	94	129
82	86		97	129
83	87		99	129
84	88		101	129
85	88		103	129
86			105	129
87			107	129
88			109	129
89			111	129
90			113	129

91			115	129
92			118	129
93			120	129
94			123	129
95			125	129
96			127	129
97			129	129
98				129
99				129
100				129
101				129
102				129
103				129
104				129
105				129
106				129
107				129
108				129
109				129
110				129
111				129
112				129
113				129
114				129
115				129
116				129
117				129
118				129
119				129
120				129
121				129
122				129
123				129
124				129
125				129
126				129
127				129
128				129
129				129
130				129
131				129
132				129
133				129

付則別表第3 旧級がこれに対応する付則別表第1の新級欄に2以上の職務の
級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（付則

第4項関係)

ア 旧級が別表第1の4級である職員の新号給

旧号給／新級	3級	4級
1	4	1
2	5	1
3	6	1
4	7	1
5	9	1
6	9	1
7	10	1
8	11	1
9	12	1
10	13	1
11	14	1
12	15	1
13	17	1
14	18	1
15	19	1
16	20	1
17	21	1
18	22	1
19	24	2
20	25	4
21	26	5
22	27	6
23	28	7
24	29	8
25	31	9
26	32	10
27	33	11
28	34	12
29	35	13
30	37	14
31	38	15
32	39	16
33	40	17
34	42	18
35	43	20
36	44	21
37	46	22
38	47	23
39	49	24
40	50	25
41	52	26
42	53	27
43	54	28

44	56	29
45	57	30
46	59	32
47	62	33
48	65	34
49	68	35
50	71	36
51	74	37
52	79	38
53	83	39
54	86	40
55	90	41
56	94	42
57	97	43
58	102	44
59	106	45
60	110	46
61	114	47
62	118	48
63	122	49
64	126	51
65	130	52
66	134	54
67	137	55
68	137	57
69	137	59
70	137	61
71	137	63
72	137	65
73	137	67
74	137	69
75	137	70
76	137	72
77	137	73
78	137	75
79	137	77
80	137	79
81	137	80
82	137	82
83	137	83
84	137	85
85	137	86
86	137	87
87	137	88
88	137	90
89	137	91
90	137	92

91	137	93
92	137	94
93	137	96
94	137	97
95	137	98
96	137	99
97	137	100
98	137	101
99	137	103
100	137	104
101	137	105
102	137	105
103	137	105
104	137	105
105	137	105
106	137	105
107	137	105
108	137	105
109	137	105
110	137	105
111	137	105
112	137	105
113	137	105
114	137	105
115	137	105
116	137	105
117	137	105
118	137	105
119	137	105
120	137	105
121	137	105
122	137	105
123	137	105
124	137	105
125	137	105

イ 旧級が別表第1の5級である職員の新号給

旧号給／新級	3級	4級
1	13	1
2	14	1
3	15	1
4	16	1
5	18	1
6	19	1
7	20	1
8	21	1

9	22	1
10	23	2
11	25	3
12	26	4
13	27	6
14	28	7
15	29	8
16	31	9
17	32	10
18	33	11
19	34	12
20	36	13
21	37	14
22	38	15
23	39	17
24	41	18
25	42	19
26	44	20
27	45	21
28	46	22
29	48	23
30	49	24
31	51	26
32	52	27
33	54	28
34	55	29
35	57	30
36	59	31
37	61	32
38	64	33
39	67	35
40	70	36
41	73	37
42	77	38
43	82	39
44	86	40
45	90	41
46	95	42
47	99	43
48	104	44
49	109	46
50	114	47
51	118	48
52	124	50
53	128	51
54	132	53
55	137	55

56	137	57
57	137	59
58	137	62
59	137	64
60	137	67
61	137	69
62	137	71
63	137	73
64	137	76
65	137	78
66	137	79
67	137	81
68	137	83
69	137	84
70	137	86
71	137	88
72	137	90
73	137	91
74	137	93
75	137	95
76	137	97
77	137	98
78	137	100
79	137	102
80	137	103
81	137	105
82	137	105
83	137	105
84	137	105
85	137	105
86	137	105
87	137	105
88	137	105
89	137	105
90	137	105
91	137	105
92	137	105
93	137	105
94	137	105
95	137	105
96	137	105
97	137	105
98	137	105
99	137	105
100	137	105
101	137	105
102	137	105

103	137	105
104	137	105
105	137	105
106	137	105
107	137	105
108	137	105
109	137	105
110	137	105
111	137	105
112	137	105
113	137	105
114	137	105
115	137	105
116	137	105
117	137	105
118	137	105
119	137	105
120	137	105
121	137	105
122	137	105
123	137	105
124	137	105
125	137	105

ウ 旧級が別表第1の8級である職員の新号給

旧号給／新級	7 級	8 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	2	1

20	3	1
21	4	1
22	5	1
23	6	1
24	7	1
25	8	1
26	9	1
27	10	1
28	11	1
29	11	1
30	12	1
31	13	1
32	14	1
33	15	1
34	16	1
35	18	1
36	19	1
37	20	1
38	21	1
39	22	1
40	24	1
41	25	1
42	26	1
43	28	1
44	29	1
45	31	1
46	32	1
47	34	1
48	35	1
49	36	1
50	38	1
51	41	1
52	43	1
53	45	1
54	47	1
55	49	1
56	51	1
57	53	1
58	55	1
59	57	1
60	59	1
61	61	1
62	62	1
63	64	1
64	65	1
65	65	1
66	65	1

67	65	1
68	65	1
69	65	1
70	65	1
71	65	1
72	65	1
73	65	1
74	65	1
75	65	1
76	65	1
77	65	1
78	65	1
79	65	1
80	65	1
81	65	1
82	65	1
83	65	1
84	65	1
85	65	1
86	65	1
87	65	1
88	65	1
89	65	1
90	65	1
91	65	1
92	65	1
93	65	1
94	65	1
95	65	1
96	65	1
97	65	1
98	65	1
99	65	1
100	65	1
101	65	1
102	65	1
103	65	1
104	65	1
105	65	1

エ 旧級が別表第1の3の5級である職員の新号給

旧号給/新級	3級	5級
1	23	1
2	25	1
3	26	1
4	27	1

5	28	1
6	29	1
7	30	1
8	31	1
9	32	1
10	33	1
11	34	1
12	35	1
13	36	1
14	37	1
15	38	1
16	39	1
17	40	1
18	41	1
19	42	1
20	43	2
21	44	3
22	45	4
23	46	4
24	47	5
25	48	6
26	49	7
27	50	8
28	51	9
29	52	10
30	53	11
31	54	12
32	55	13
33	56	13
34	57	14
35	58	15
36	59	16
37	60	17
38	61	18
39	62	19
40	63	20
41	64	21
42	66	22
43	67	22
44	68	23
45	69	24
46	70	25
47	72	26
48	73	27
49	74	28
50	75	29
51	77	30

52	79	31
53	81	32
54	83	33
55	86	34
56	88	35
57	90	36
58	94	37
59	97	38
60	101	39
61	105	40
62	109	41
63	114	42
64	118	43
65	121	43
66	125	44
67	128	45
68	129	46
69	129	47
70	129	48
71	129	49
72	129	50
73	129	51
74	129	53
75	129	54
76	129	55
77	129	56
78	129	58
79	129	60
80	129	62
81	129	63
82	129	65
83	129	67
84	129	69
85	129	70
86	129	71
87	129	73
88	129	75
89	129	76
90	129	78
91	129	79
92	129	81
93	129	82
94	129	84
95	129	85
96	129	87
97	129	88
98	129	89

99	129	91
100	129	92
101	129	93
102	129	95
103	129	96
104	129	98
105	129	99
106	129	100
107	129	102
108	129	103
109	129	104
110	129	105
111	129	105
112	129	105
113	129	105
114	129	105
115	129	105
116	129	105
117	129	105
118	129	105
119	129	105
120	129	105
121	129	105
122	129	105
123	129	105
124	129	105
125	129	105
126	129	105
127	129	105
128	129	105
129	129	105
130	129	105
131	129	105
132	129	105
133	129	105
134	129	105
135	129	105
136	129	105
137	129	105

付則別表第4 新たに別表第1の給料表の適用を受けることとなる職員の職務
の級の切替表（付則第6項関係）

給料表	旧級	新級
	1級	1級

別表第 1 の 2	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	3 級
	5 級	3 級
		4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
		8 級
別表第 1 の 3	6 級	5 級

付則別表第 5 新たに別表第 1 の給料表の適用を受けることとなる職員の旧級がこれに対応する付則別表第 4 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（付則第 7 項関係）

ア 切替日の前日において別表第 1 の 2 の給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給／旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	7 級
1	1	1	1	4	1	1
2	2	1	1	5	1	1
3	3	1	1	6	1	1
4	4	1	1	7	1	1
5	5	1	1	9	1	1
6	6	1	1	9	1	1
7	7	2	1	10	1	1
8	8	3	1	11	1	1
9	8	5	1	12	1	1
10	9	5	2	13	1	1
11	10	6	4	14	1	1
12	11	7	5	15	1	1
13	12	8	6	17	1	1
14	13	9	7	18	2	1
15	14	10	9	19	3	1
16	15	11	10	20	4	1
17	16	12	11	21	5	1
18	17	13	12	22	6	1
19	18	14	13	24	7	2
20	19	14	15	25	9	3
21	20	15	16	26	10	4
22	21	16	17	27	11	5

23	22	17	18	28	12	6
24	22	18	19	29	13	7
25	23	19	20	31	14	8
26	24	20	21	32	15	9
27	25	21	23	33	16	10
28	26	23	24	34	17	11
29	27	24	25	35	18	12
30	28	25	26	37	19	13
31	29	26	28	38	20	14
32	30	27	29	39	21	15
33	31	28	30	40	22	17
34	32	30	31	42	23	18
35	34	31	33	43	25	19
36	35	32	34	44	26	20
37	36	34	35	46	26	21
38	37	35	36	47	28	22
39	38	36	38	49	29	23
40	40	38	39	50	30	24
41	41	39	40	52	31	25
42	42	40	41	53	32	26
43	43	41	43	54	33	27
44	44	43	44	56	34	28
45	45	44	45	57	35	29
46	46	45	47	59	36	30
47	47	46	48	62	37	31
48	49	48	50	65	38	32
49	50	49	51	68	39	34
50	51	50	52	71	41	35
51	52	51	54	74	42	36
52	54	53	55	79	44	37
53	55	54	56	83	45	38
54	57	55	57	86	47	39
55	58	57	58	90	49	40
56	60	58	59	94	51	41
57	61	60	61	97	52	42
58	62	61	62	102	54	44
59	64	62	63	106	55	46
60	65	63	65	110	57	48
61	66	65	67	114	58	50
62	67	66	68	118	60	52
63	68	67	70	122	62	55
64	70	68	71	126	64	57
65	71	70	73	130	66	59
66	72	71	75	134	67	61
67	74	72	78	137	69	64
68	76	73	80	137	71	66
69	77	75	82	137	73	69

70	78	77	84	137	75	71
71	79	80	85	137	77	73
72	81	82	87	137	79	75
73	82	85	89	137	80	77
74	83		90	137	82	78
75	84		91	137	83	80
76	86		93	137	85	82
77	87		95	137	86	83
78	88		97	137	87	85
79	88		99	137	89	86
80	90		101	137	90	88
81	91		103	137	92	89
82	92		105	137	93	91
83	93		107	137	95	92
84	93		108	137	96	93
85	93		109	137	97	93
86			111	137	99	93
87			112	137	100	93
88			114	137	101	93
89			114	137	101	93
90				137	101	93
91				137	101	93
92				137	101	93
93				137	101	93
94				137	101	93
95				137	101	93
96				137	101	93
97				137	101	93
98				137	101	93
99				137	101	93
100				137	101	93
101				137	101	93
102				137	101	
103				137	101	
104				137	101	
105				137	101	
106				137	101	
107				137	101	
108				137	101	
109				137	101	
110				137	101	
111				137	101	
112				137	101	
113				137	101	
114				137	101	
115				137	101	
116				137	101	

117				137	101	
118				137	101	
119				137	101	
120				137	101	
121				137	101	
122				137	101	
123				137	101	
124				137	101	
125				137	101	

イ 旧級が別表第1の3の6級である職員の新号給

旧号給/旧級	6 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	2
28	3
29	4
30	5
31	6
32	7
33	7
34	8

35	9
36	10
37	11
38	12
39	12
40	13
41	14
42	15
43	16
44	17
45	18
46	19
47	20
48	21
49	22
50	23
51	23
52	25
53	25
54	26
55	27
56	28
57	29
58	30
59	31
60	31
61	32
62	33
63	33
64	34
65	35
66	36
67	36
68	37
69	38
70	39
71	40
72	41
73	42
74	43
75	44
76	46
77	47
78	48
79	49
80	51
81	52

82	54
83	56
84	58
85	59
86	61
87	63
88	65
89	67
90	69
91	71
92	73
93	74
94	77
95	78
96	80
97	82
98	83
99	85
100	87
101	89
102	91
103	93
104	94
105	96
106	98
107	100
108	101
109	101
110	101
111	101
112	101
113	101
114	101
115	101
116	101
117	101
118	101
119	101
120	101
121	101
122	101
123	101
124	101
125	101

付則別表第6 新たに別表第1の給料表の適用を受けることとなる職員の旧級

がこれに対応する付則別表第４の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（付則第８項関係）

ア 旧級が別表第１の２の５級である職員の新号給

旧号給／新級	３級	４級
１	１３	１
２	１４	１
３	１５	１
４	１６	１
５	１８	１
６	１９	１
７	２０	１
８	２１	１
９	２２	１
１０	２３	２
１１	２５	３
１２	２６	４
１３	２７	６
１４	２８	７
１５	２９	８
１６	３１	９
１７	３２	１０
１８	３３	１１
１９	３４	１２
２０	３６	１３
２１	３７	１４
２２	３８	１５
２３	３９	１７
２４	４１	１８
２５	４２	１９
２６	４４	２０
２７	４５	２１
２８	４６	２２
２９	４８	２３
３０	４９	２４
３１	５１	２６
３２	５２	２７
３３	５４	２８
３４	５５	２９
３５	５７	３０
３６	５９	３１
３７	６１	３２
３８	６４	３３
３９	６７	３５
４０	７０	３６

41	73	37
42	77	38
43	82	39
44	86	40
45	90	41
46	95	42
47	99	43
48	104	44
49	109	46
50	114	47
51	118	48
52	124	50
53	128	51
54	132	53
55	137	55
56	137	57
57	137	59
58	137	62
59	137	64
60	137	67
61	137	69
62	137	71
63	137	73
64	137	76
65	137	78
66	137	79
67	137	81
68	137	83
69	137	84
70	137	86
71	137	88
72	137	90
73	137	91
74	137	93
75	137	95
76	137	97
77	137	98
78	137	100
79	137	102
80	137	103
81	137	105
82	137	105
83	137	105
84	137	105
85	137	105
86	137	105
87	137	105

88	137	105
89	137	105
90	137	105
91	137	105
92	137	105
93	137	105
94	137	105
95	137	105
96	137	105
97	137	105
98	137	105
99	137	105
100	137	105
101	137	105
102	137	105
103	137	105
104	137	105
105	137	105
106	137	105
107	137	105
108	137	105
109	137	105
110	137	105
111	137	105
112	137	105
113	137	105
114	137	105
115	137	105
116	137	105
117	137	105
118	137	105
119	137	105
120	137	105
121	137	105
122	137	105
123	137	105
124	137	105
125	137	105

イ 旧級が別表第1の2の8級である職員の新号給

旧号給／新級	7 級	8 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1

6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	2	1
20	3	1
21	4	1
22	5	1
23	6	1
24	7	1
25	8	1
26	9	1
27	10	1
28	11	1
29	11	1
30	12	1
31	13	1
32	14	1
33	15	1
34	16	1
35	18	1
36	19	1
37	20	1
38	21	1
39	22	1
40	24	1
41	25	1
42	26	1
43	28	1
44	29	1
45	31	1
46	32	1
47	34	1
48	35	1
49	36	1
50	38	1
51	41	1
52	43	1

53	45	1
54	47	1
55	49	1
56	51	1
57	53	1
58	55	1
59	57	1
60	59	1
61	61	1
62	62	1
63	64	1
64	65	1
65	65	1
66	65	1
67	65	1
68	65	1
69	65	1
70	65	1
71	65	1
72	65	1
73	65	1
74	65	1
75	65	1
76	65	1
77	65	1
78	65	1
79	65	1
80	65	1
81	65	1
82	65	1
83	65	1
84	65	1
85	65	1
86	65	1
87	65	1
88	65	1
89	65	1
90	65	1
91	65	1
92	65	1
93	65	1
94	65	1
95	65	1
96	65	1
97	65	1
98	65	1
99	65	1

100	65	1
101	65	1
102	65	1
103	65	1
104	65	1
105	65	1

議案第 46 号

鎌倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の規定中に記載のある同法の名称を改めるものである。

鎌倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市福祉事務所設置条例（昭和26年10月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第 47 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大船子育て支援センターの再開に伴い、名称及び位置を定めるものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市子育て支援センター条例（平成14年3月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

深沢子育て支援センター	同 梶原二丁目33番2号	を
深沢子育て支援センター	同 梶原二丁目33番2号	に改める。
大船子育て支援センター	同 大船2135番地	

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 48 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成27年 4 月に施行予定の鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を受け、子どもの家を放課後児童健全育成事業を行う施設として位置付けるとともに、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、鎌倉市子どもの家（以下「子どもの家」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置及び利用定員）

第2条 子どもの家の名称、位置及び利用定員（鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年 月条例第 号。以下「基準条例」という。）第8条第2項に規定する利用定員をいい、複数の支援の単位（基準条例第10条第4項に規定する支援の単位をいう。以下同じ。）を有する子どもの家にあつては、当該支援の単位ごとの利用定員を合算したものとする。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 月曜日から金曜日まで（学校休業日を除く。） 正午から午後6時まで

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長が必要があると認めた場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「午後6時」とあるのは、「午後7時」とする。

第5条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 小学校に就学している者

第5条第4号を次のように改める。

(4) 保護者が、就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない者

第11条中「必要な職員を置く」を「、基準条例第10条の規定により職員を配置する」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置	利用定員
鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」	鎌倉市二階堂912番地1	39人

鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」	同 由比ガ浜二丁目9番13号	80人
鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」	同 御成町18番10号	72人
鎌倉市いなむらがさき子どもの家「いなほ」	同 極楽寺三丁目2番3号	36人
鎌倉市しちりがはま子どもの家「なみのね」	同 七里ガ浜東五丁目3番3号	52人
鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」	同 腰越五丁目7番1号	53人
鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」	同 津西一丁目16番36号	39人
鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」	同 梶原一丁目11番1号	61人
鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」	同 寺分418番地10	58人
鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」	同 山崎2456番地1	69人
鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」	同 大船二丁目10番3号	45人
鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」	同 大船2135番地	84人
鎌倉市いわせ子どもの家「うぐいす」	同 岩瀬549番地	50人
鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」	同 玉縄一丁目2番地1	57人
鎌倉市うえき子どもの家「さわがに」	同 植木66番地6	42人
鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」	同 関谷468番地1	36人

別表第2中「通常の利用時間」を「第4条第1項に規定する利用時間」に、「延長時間」を「第4条第2項の規定により延長した時間」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 同一の世帯に属する2人目以降の児童については、表の下段に定める額を適用する。

付 則

この条例は、鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年 月条例第 号）の施行の日から施行する。

議案第 49 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、本条例の規定中に記載のある同法の名称を改めるとともに、経過措置により法改正後も引き続き同法の支援給付を受けている配偶者を、入居資格を有する単身者の条件に追加するものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項第5号を次のように改める。

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は次に掲げるいずれかの支援給付を受けている者であること。

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第 50 号

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

腰越五丁目地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区整備計画区域を適用区域に追加するとともに、当該地区整備計画区域内における建築物の制限を定めるものである。

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年12月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

腰越五丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された腰越五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	---

別表第2十二所積善第2地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

腰越五丁目地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（共同住宅、寄宿舍、下宿及び3戸建以上の長屋を除く。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅で、診療所（患者の収容施設を有するものを除く）、華道教室、学習塾等の用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (3) 前2号の建築物に附属するもの	195平方メートル	8メートル
-----------------	---	-----------	-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放置された自転車等を返還する際に徴している費用を改定するも
のである。

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第8条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第12条第2項及び第13条第2項中「行つた」を「行った」に改める。

第17条第1項第1号中「1,000円」を「2,000円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「4,000円」に改める。

第19条中「当たつて」を「当たって」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第17条第1項の改正規定は平成27年1月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条第1項の規定は、平成27年1月1日以後に移動し、及び保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。

議案第 52 号

平成26年度鎌倉市一般会計

補正予算（第 3 号）

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ651,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,105,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,532,507	△72,022	7,460,485
	10 国庫補助金	2,448,998	△72,022	2,376,976
75	繰入金	1,920,214	△68,678	1,851,536
	5 基金繰入金	1,918,214	△68,678	1,849,536
90	市債	4,867,400	△510,300	4,357,100
	5 市債	4,867,400	△510,300	4,357,100
歳 入 合 計		60,756,800	△651,000	60,105,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	441,836	136	441,972
	5 議会費	441,836	136	441,972
10	総務費	6,315,134	60,307	6,375,441
	5 総務管理費	5,102,874	65,395	5,168,269
	10 徴税費	698,901	△2,710	696,191
	15 戸籍住民基本台帳費	345,142	△1,997	343,145
	20 選挙費	75,619	△81	75,538
	25 統計調査費	36,809	△64	36,745
	30 監査委員費	55,789	△236	55,553
15	民生費	21,879,149	25,559	21,904,708
	5 社会福祉費	11,475,051	△2,966	11,472,085
	10 児童福祉費	8,265,346	29,180	8,294,526
	15 生活保護費	2,137,223	△655	2,136,568
20	衛生費	7,539,070	△15,012	7,524,058
	5 保健衛生費	1,546,939	△1,151	1,545,788
	10 清掃費	5,683,146	△12,606	5,670,540
	15 環境対策費	308,985	△1,255	307,730
25	労働費	307,628	△58	307,570
	5 労働諸費	307,628	△58	307,570
30	農林水産業費	95,808	1,600	97,408
	5 農業水産業費	95,808	1,600	97,408
35	商工費	701,418	△71	701,347
	5 商工費	701,418	△71	701,347
40	観光費	207,900	△63	207,837
	5 観光費	207,900	△63	207,837
45	土木費	7,638,825	△9,285	7,629,540

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,364,035	△4,050	1,359,985
	10 道路橋りょう費	727,145	△500	726,645
	15 河川費	80,085	△209	79,876
	20 都市計画費	5,278,514	△4,331	5,274,183
	25 住宅費	189,046	△195	188,851
50	消防費	4,021,283	△13,639	4,007,644
	5 消防費	4,021,283	△13,639	4,007,644
55	教育費	6,097,439	△700,474	5,396,965
	5 教育総務費	1,376,346	△1,198	1,375,148
	10 小学校費	1,125,569	12,495	1,138,064
	15 中学校費	1,374,096	△709,276	664,820
	20 社会教育費	1,895,470	△1,896	1,893,574
	25 保健体育費	325,958	△599	325,359
歳 出 合 計		60,756,800	△651,000	60,105,800

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
55 教育費	15 中学校費	大 船 中 学 校 改 築 事 業	千円 3,472,956	26	千円 953,635	千円 4,442,956	26	千円 245,415
				27	2,519,321		27	3,753,246
				—	—		28	444,295

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	旧今井邸解体事業	14,516
15 民生費	10 児童福祉費	旧鈴木邸解体事業	12,636

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉芸術館PFI事業アドバイザー 業 務 等 委 託 事 業 費	平成27年度から 平成29年度まで	千円 28,103
御 成 小 学 校 仮 設 校 舎 設 置 事 業 費	平成26年度から 平成31年度まで	76,680

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	千円 878,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 368,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,867,400				4,357,100			

議案第 53 号

平成26年度鎌倉市下水道事業
特別会計補正予算（第2号）

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,827,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
25	繰入金	2,223,765	△2,500	2,221,265
	5 他会計繰入金	2,223,765	△2,500	2,221,265
歳 入 合 計		6,830,400	△2,500	6,827,900

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	総務費	1,749,180	△2,500	1,746,680
	5 下水道総務費	1,749,180	△2,500	1,746,680
歳 出 合 計		6,830,400	△2,500	6,827,900

議案第 54 号

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第2号）

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10	繰入金	169,891	△500	169,391
	5 他会計繰入金	169,891	△500	169,391
歳入合計		252,800	△500	252,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	250,800	△500	250,300
	5 事業費	250,800	△500	250,300
	歳 出 合 計	252,800	△500	252,300

議案第 55 号

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,000,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20	国庫支出金	3,539,280	972	3,540,252
	15 国庫交付金	50,000	972	50,972
40	繰入金	1,953,573	△372	1,953,201
	5 他会計繰入金	1,953,572	△372	1,953,200
歳 入 合 計		18,999,900	600	19,000,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	219,117	600	219,717
	5 総務管理費	133,829	810	134,639
	10 徴収費	84,677	△210	84,467
	歳 出 合 計	18,999,900	600	19,000,500

議案第 56 号

平成26年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,722,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
40	繰入金	2,329,816	△800	2,329,016
	5 一般会計繰入金	2,168,700	△800	2,167,900
	歳 入 合 計	14,723,200	△800	14,722,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	360,765	△800	359,965
	5 総務管理費	360,765	△800	359,965
歳 出 合 計		14,723,200	△800	14,722,400

議案第 57 号

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第2号）

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,936,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10	繰入金	2,004,357	△300	2,004,057
	5 一般会計繰入金	2,004,357	△300	2,004,057
	歳 入 合 計	4,936,700	△300	4,936,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	100,389	△300	100,089
	5 総務管理費	100,389	△300	100,089
	歳 出 合 計	4,936,700	△300	4,936,400

報告第 9 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成25年2月3日、鎌倉市腰越801番地3先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 306,178円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成26年 8 月20日 |

報告第 10 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成26年6月2日、鎌倉市植木690番地1先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 162,920円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

3 処分の日 平成26年8月7日

報告第 11 号

平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.65)	— (16.65)	-0.6 (25.0)	22.9 (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 12 号

平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成25年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成26年 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

